＜高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付手続フロー＞

１． 補助対象の確認　　　補助対象となるか，設置場所等について確認してください。

２． 放流許可・協議　　　放流先の事前協議等を行ってください。

３． 浄化槽設置の届出　　浄化槽明細書，または浄化槽設置届出書を提出してください。

　　　　　　　　　　　　 浄化槽を設置する場合，補助申請の有無にかかわらず必要です。

４． 補助金交付申請　　　申請書に次の書類を添付して申請してください。

□①申請書（様式第１号）

□②案内図，平面図，排水経路図

□③工事見積書（写）

□④建築確認書（写）又は浄化槽設置届け（写）

□⑤登録証（写）及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）

□⑥保証登録証

□⑦浄化槽設備士免状（写）

□⑧浄化槽工事業の登録届出書（写）

□⑨浄化槽法第７条検査に係る検査手数料払込通知書（写）

□⑩放流同意書（放流を伴う場合）（写）

５． 調査　　　　　　　（１）「税金の納入等に関する調査」

（２）「現地調査」

６．　交付決定　　　　　　審査後，「補助金交付決定通知書（様式第２号）」を送付します。

※変更がある場合は「変更承認申請書（様式第４号）」を提出

してください。

７．　設置工事　　　　　　当該年度の期間内に工事を完了してください。

８．　工事完了届　　　　　工事完了後，「工事完了届兼完成検査願」「チェックリスト」を

　　　　　　　　　　　　 提出してください。

９．　検査　　　　　　　　役場職員による完了検査を行います。

１０．「完成検査済証（様式第６号）」送付

１１．実績報告書提出　　　完成検査済証が届きましたら，次の書類を提出してください。

　　　　　　　　　　　　　□①実績報告書（様式第７号）

□②工事写真

□③浄化槽保守点検・清掃及び

法定検査委託契約書（標準契約書）（写）

□④浄化槽法検査依頼書（写）

□⑤工事完了平面図

□⑥工事請求書又は領収書（写）

□⑦既設単独処理浄化槽を撤去した場合は，

産業廃棄物管理票（A票）（写）

＊後日，産業廃棄物管理票（E票）

１２．「補助金確定通知書 (様式第８号)」送付

１３．「補助金交付請求書(様式第９号)」「口座振込依頼書」提出

１４． 補助金交付（対象者に「補助金交付額確定通知」を送付します）